

令和 8 年

第 4 回 山 口 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案

目 次
(予 算)

議案第 1 号	令和 8 年度山口市一般会計補正予算 (第 3 号)	1
議案第 2 号	令和 8 年度山口市介護保険特別会計補 正予算 (第 2 号)	7
議案第 3 号	令和 8 年度山口市地域下水道事業特別 会計補正予算 (第 1 号)	1 1
	(条 例)	
議案第 4 号	山口市行政手続条例の一部を改正する 条例	1 5
議案第 5 号	地方自治法第 2 4 3 条の 3 の規定に基 づく財政に関する事項の公表に関する 条例の一部を改正する条例	1 7
議案第 6 号	山口市基金の設置、管理及び処分に関 する条例の一部を改正する条例	1 9
議案第 7 号	山口市税条例の一部を改正する条例	2 1
議案第 8 号	山口市使用料、手数料徴収条例の一部 を改正する条例	2 3
議案第 9 号	使用料及び手数料の見直しに伴う関係 条例の整備に関する条例	2 7
議案第 10 号	山口市民会館設置及び管理条例の一部 を改正する条例	6 3
議案第 11 号	嘉村磯多生家設置及び管理条例の一部 を改正する条例	6 7
議案第 12 号	旧中川家住宅設置及び管理条例の一部 を改正する条例	6 9
議案第 13 号	山口市小郡文化資料館設置及び管理条 例の一部を改正する条例	7 3
議案第 14 号	山口市南部運動広場設置及び管理条例 の一部を改正する条例	7 5
議案第 15 号	山口市小郡屋内プール設置及び管理条 例の一部を改正する条例	7 7

議案第 16 号	山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	7 9
議案第 17 号	山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	8 9
議案第 18 号	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	9 7
議案第 19 号	山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	9 9
議案第 20 号	山口市地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	1 0 1
議案第 21 号	山口市大歳地域交流ステーション設置及び管理条例を廃止する条例……………	1 0 3
議案第 22 号	山口勤労者総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	1 0 5
議案第 23 号	山口ふるさと伝承総合センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	1 0 7
議案第 24 号	大原湖キャンプ場設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	1 1 1
議案第 25 号	湯田温泉観光回遊拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	1 1 5
議案第 26 号	道の駅あいお設置及び管理条例……………	1 1 7
議案第 27 号	山口市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	1 2 5
議案第 28 号	山口市火災予防条例の一部を改正する条例……………	1 2 7

（ 事 件 議 決 ）

議案第 29 号	字の区域の変更及び町の区域の新設について……………	1 2 9
議案第 30 号	山口市新本庁舎新立体駐車場新築工事の請負契約の締結について……………	1 3 3

議案第 31 号	道の駅あいお新築工事の請負契約の締結について……………	1 3 5
議案第 32 号	令和 6 年災 刈間井堰頭首工災害復旧工事の請負契約の一部を変更することについて……………	1 3 7
議案第 33 号	令和 7 年度山口市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……………	1 3 9
議案第 34 号	令和 7 年度山口市簡易水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……………	1 4 1
議案第 35 号	令和 7 年度山口市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……………	1 4 3
議案第 36 号	令和 7 年度山口市農業集落排水事業会計利益の処分及び決算の認定について……………	1 4 5
議案第 37 号	令和 7 年度山口市漁業集落排水事業会計利益の処分及び決算の認定について……………	1 4 7

（ 諮 問 ）

諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 4 9
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 5 1
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 5 3
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 5 5
諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 5 7
諮問第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 5 9
諮問第 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 6 1
諮問第 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 6 3

（ 報 告 ）

報告第 1 号	損害賠償の額を定めることに関する専決処分について……………	1 6 5
---------	-------------------------------	-------

議案第 1 号

令和 8 年度山口市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度山口市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 6 , 7 1 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 4 , 9 6 2 , 6 5 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	15,460,415	132,387	15,592,802
	2 国庫補助金	3,476,750	132,387	3,609,137
20	繰入金	3,629,754	2,700	3,632,454
	1 基金繰入金	3,528,401	2,700	3,531,101
21	繰越金	79,432	115,829	195,261
	1 繰越金	79,432	115,829	195,261
23	市債	6,936,100	25,800	6,961,900
	1 市債	6,936,100	25,800	6,961,900
歳 入 合 計		94,685,943	276,716	94,962,659

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	13,714,410	44,600	13,759,010
	1 総務管理費	11,863,386	44,600	11,907,986
3	民生費	37,286,701	228,116	37,514,817
	1 社会福祉費	16,638,230	48,116	16,686,346
	2 児童福祉費	17,734,589	180,000	17,914,589
6	農林水産業費	3,727,328	4,000	3,731,328
	1 農業費	2,291,105	4,000	2,295,105
歳 出 合 計		94,685,943	276,716	94,962,659

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設長寿命化事業	99,120

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新本庁舎広場整備工事（1工区）	令和9年度	273,000
新本庁舎外構工事（3工区）	令和9年度	94,800

廃 止

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新本庁舎広場整備工事	令和9年度から 令和10年度まで	550,000
新本庁舎広場造成工事（2工区）	令和9年度から 令和10年度まで	215,000

変 更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新立体駐車場取付道路 整備工事	令和9年度	27,300	令和9年度	84,000

第4表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎整備事業	1,508,400	普通貸借	年5%以内	政府資金に	1,532,700	普通貸借	年5%以内	政府資金に
社会福祉施設 整備事業	1,800	又は	(ただし、	についてはそ	3,300	又は	(ただし、	についてはそ
		証券発行	利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	の定めると ころとし、 その他の資 金について は借入先と 協議して定 めるものと する。		証券発行	利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	の定めると ころとし、 その他の資 金について は借入先と 協議して定 めるものと する。

議案第 2 号

令和 8 年度山口市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度山口市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 9 3 , 2 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 , 3 1 6 , 3 4 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	支払基金交付金	4,896,437	8,206	4,904,643
	1 支払基金交付金	4,896,437	8,206	4,904,643
8	繰越金	1	485,044	485,045
	1 繰越金	1	485,044	485,045
歳 入 合 計		18,823,090	493,250	19,316,340

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	基金積立金	6,892	202,430	209,322
	1 基金積立金	6,892	202,430	209,322
5	諸支出金	104,153	290,820	394,973
	1 償還金及び還付加算金	2,800	290,820	293,620
歳 出 合 計		18,823,090	493,250	19,316,340

議案第 3 号

令和 8 年度山口市地域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度山口市の地域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 , 3 1 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	1	32	33
	1 繰越金	1	32	33
歳 入 合 計		9,283	32	9,315

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	地域下水道費	9,283	32	9,315
	1 地域下水道費	9,283	32	9,315
歳 出 合 計		9,283	32	9,315

議案第 4 号

山口市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市行政手続条例の一部を改正する条例

山口市行政手続条例（平成 1 7 年山口市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 3 項を次のように改める。

- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第 1 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始

した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第１５条第１項中「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に改める。

第２１条第３項中「第１４条第３項」及び「同条第３項」の次に「及び第４項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から２週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第２８条中「第１４条第３項及び」の次に「第４項並びに」を加え、「「同項第３号」を「同条第４項中「第１項第３号」に、「同条第３号」を「第２７条第３号」に、「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に、「第１４条第３項後段」を「第１４条第４項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の山口市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第１４条第３項及び第４項（これらの規定を新条例第２１条第３項（新条例第２４条後段において準用する場合を含む。）及び第２８条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 5 号

地方自治法第 2 4 3 条の 3 の規定に基づく財政に関する事項の公表
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

地方自治法第 2 4 3 条の 3 の規定に基づく財政に関する
事項の公表に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第 2 4 3 条の 3 の規定に基づく財政に関する事項の公表
に関する条例（平成 1 7 年山口市条例第 4 6 号）の一部を次のように
改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

第 2 条 公表は、毎年度 1 1 月に次に掲げる方法で行う。

- (1) 市報に掲載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

第 3 条 前条第 1 項の規定により公表を行う事項は、4 月 1 日から 9
月 3 0 日までの間における次に掲げる事項とする。

第 3 条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

山口市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を 改正する条例

山口市基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 1 7 年山口市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「山口市県収入証紙等購入基金」を「山口市収入印紙購入基金」に改める。

別表第 2 (1) の項中「山口市県収入証紙等購入基金」を「山口市収入印紙購入基金」に改め、「山口県収入証紙及び」を削り、「1, 2 8 0 万円」を「7 0 0 万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

山口市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市税条例の一部を改正する条例

山口市税条例（平成 17 年山口市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 の見出し中「寄付金」を「寄附金」に改め、同条第 1 項第 2 号中「及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第 4 号までに掲げる寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる寄附金を除く。）及び」に改め、同号イ中「又は山口県教育委員会」を削り、「公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）第 1 条」を「公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項第 1 号」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第

3 条第 1 項の規定の適用がある場合における改正後の山口市税条例第 3 4 条の 7 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 2 号中「寄附金（法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる寄附金を除く。）及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる寄附金を除く。）及び」とする。

議案第 8 号

山口市使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例

山口市使用料、手数料徴収条例（平成 1 7 年山口市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 土地建物使用料の部 1 の款を次のように改める。

1 土地使用料	1 平方メートル 1 月につき、土地の価格の 1, 0 0 0 分の 6 を超えない額の範囲内で市長が定める額とする （備考 2 に該当するときは、備考 2 第 2 号を適用する。）。ただし、次の各号に掲げるものに係る使用については、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 郵便差出箱 1 個 1
---------	--

年につき 6 0 0 円とし、その使用期間が 1 年未満であるときは、月割計算とする（備考 2 に該当するときは、備考 2 第 1 号を適用する。）。

(2) 電気又は電気通信等の線路を設置するための本柱、支柱、支線その他の工作物で電気通信事業法施行令（昭和 6 0 年政令第 7 5 号）別表第 1 に掲げるもの同表に規定する額とし、備考 2 の規定にかかわらず、その使用期間が 1 年未満であるときは、これを 1 年として計算する。

(3) 山口市道路占用料徴収条例（平成 1 7 年山口市条例第 1 9 0 号）

	別表に掲げるもののうち、前2号に掲げるものの以外のもの 同表に規定する額とし、備考2の規定にかかわらず、その使用期間が1年未満であるときは、これを1年として計算する。
--	---

別表第1会議室等一時使用料の部中「460円」を「550円」に、「990円」を「1,190円」に、「780円」を「940円」に、「1,650円」を「1,980円」に、「930円」を「1,120円」に、「1,980円」を「2,380円」に、「1,560円」を「1,870円」に、「3,300円」を「3,960円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山口市使用料、手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和8年10月31日までに、施行日以後の使用に係る許可を受けた場合の使用料については、なお従前

の例による。

(準備行為)

- 4 新条例の規定による使用料の徴収を行うために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 9 号

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

山口市長 伊 藤 和 貴

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(山口市使用料、手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 山口市使用料、手数料徴収条例（平成 1 7 年山口市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 0 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1 0 （第 2 条関係）

手数料

種類	種別	金額
交付手数料	住民票又は除票の写しの交付	1 通につき 3 0 0 円 (住民票の写しの交付で多機能端末機による場合にあっては、1 通につき 1 0 0 円)
	戸籍の附票又は戸籍の附	1 通につき 3 0 0 円

	票の除票の写しの交付	(戸籍の附票の写しの交付で多機能端末機による場合にあっては、1通につき100円)
	印鑑登録証の交付	1件につき 300円
	地籍調査の成果等の写しの交付	1件につき 300円
	農地台帳記録事項要約書の交付	1件につき 300円
証明手数料	印鑑証明	1通につき 300円 (多機能端末機による場合にあっては、1通につき100円)
	身分証明	1通につき 300円
	農地の現況証明	1件につき 800円 (1筆増すごとに80円を加算する。)
	課税証明	1件につき 300円 (多機能端末機による場合にあっては、1件につき100円)
	納税証明	1件につき 300円
	固定資産課税台帳記載事	1件につき 300円

	項証明	
	土地改良区であることの証明	1 件につき 7 0 0 円
	土地改良区の役員であることの証明	1 件につき 7 0 0 円
	建築台帳記載証明	1 件につき 7 0 0 円
	その他規則で定める証明	1 件につき 3 0 0 円
閲覧照合 手数料	住民票の閲覧照合	1 件につき 3 0 0 円
	固定資産課税台帳の閲覧照合	1 件につき 3 0 0 円
	農地台帳の閲覧照合	1 件につき 3 0 0 円
	その他公簿、公文書、図面の閲覧照合	1 件につき 3 0 0 円

（山口市立学校施設使用料徴収条例の一部改正）

第 2 条 山口市立学校施設使用料徴収条例（平成 1 7 年山口市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「6 2 9 円」を「7 6 0 円」に、「3 1 4 円」を「3 8 0 円」に、「1, 0 9 8 円」を「1, 3 2 0 円」に改める。

別表第 2 中「2 1 0 円」を「2 6 0 円」に、「1 0 5 円」を「1 3 0 円」に、「1, 0 4 8 円」を「1, 2 6 0 円」に改める。

（山口情報芸術センター設置及び管理条例の一部改正）

第 3 条 山口情報芸術センター設置及び管理条例（平成 1 7 年山口市条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「2 0, 9 0 0」を「2 5, 0 8 0」に、「5 6, 1 0 0」

を「67, 320」に、「71, 500」を「85, 800」に、
「68, 200」を「81, 840」に、「117, 700」を
「141, 240」に、「126, 500」を「151, 800」
に、「24, 200」を「29, 040」に、「67, 100」を
「80, 520」に、「85, 800」を「102, 960」に、
「81, 400」を「97, 680」に、「140, 800」を
「168, 960」に、「151, 800」を「182, 160」
に、「3, 190」を「3, 830」に、「8, 470」を
「10, 160」に、「10, 780」を「12, 940」に、
「10, 340」を「12, 410」に、「17, 710」を
「21, 250」に、「19, 030」を「22, 840」に、
「220」を「260」に、「770」を「920」に、「990」
を「1, 190」に、「880」を「1, 060」に、「1, 540」
を「1, 850」に、「1, 650」を「1, 980」に、
「1, 980」を「2, 380」に、「2, 530」を「3, 040」
に、「2, 420」を「2, 900」に、「4, 290」を
「5, 150」に、「4, 620」を「5, 540」に、「3, 080」
を「3, 700」に、「2, 970」を「3, 560」に、
「5, 170」を「6, 200」に、「5, 610」を「6, 730」
に、「1, 210」を「1, 450」に、「3, 300」を
「3, 960」に、「4, 070」を「4, 880」に、「7, 040」
を「8, 450」に、「7, 590」を「9, 110」に、
「550」を「660」に、「1, 430」を「1, 720」に、
「1, 870」を「2, 240」に、「1, 760」を「2, 110」

に、「7, 260」を「8, 710」に、「18, 700」を
「22, 440」に、「23, 100」を「27, 720」に、
「39, 600」を「47, 520」に、「41, 800」を
「50, 160」に、「8, 690」を「10, 430」に、
「22, 000」を「26, 400」に、「27, 500」を
「33, 000」に、「47, 300」を「56, 760」に、
「49, 500」を「59, 400」に、「5, 060」を
「6, 070」に、「13, 200」を「15, 840」に、
「16, 500」を「19, 800」に、「15, 400」を
「18, 480」に、「29, 700」を「35, 640」に、
「6, 050」を「7, 260」に、「19, 800」を
「23, 760」に、「17, 600」を「21, 120」に、
「33, 000」を「39, 600」に、「35, 200」を
「42, 240」に、「660」を「790」に、「2, 310」
を「2, 770」に、「2, 200」を「2, 640」に、
「3, 850」を「4, 620」に、「4, 180」を「5, 020」
に、「3, 520」を「4, 220」に、「3, 740」を
「4, 490」に、「6, 710」を「8, 050」に、「8, 580」
を「10, 300」に、「8, 140」を「9, 770」に、
「14, 300」を「17, 160」に、「8, 030」を
「9, 640」に、「10, 230」を「12, 280」に、
「9, 680」を「11, 620」に改める。

(山口南総合センター設置及び管理条例の一部改正)

第4条 山口南総合センター設置及び管理条例（平成17年山口市条

例第 6 9 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「9, 9 0 0」を「1 1, 8 8 0」に、「1 7, 6 0 0」を「2 1, 1 2 0」に、「2 4, 2 0 0」を「2 9, 0 4 0」に、「3 5, 2 0 0」を「4 2, 2 4 0」に、「4 1, 8 0 0」を「5 0, 1 6 0」に、「1 2, 1 0 0」を「1 4, 5 2 0」に、「2 0, 9 0 0」を「2 5, 0 8 0」に、「2 9, 7 0 0」を「3 5, 6 4 0」に、「4 0, 7 0 0」を「4 8, 8 4 0」に、「4 9, 5 0 0」を「5 9, 4 0 0」に、「1, 6 5 0」を「1, 9 8 0」に、「2, 2 0 0」を「2, 6 4 0」に、「3, 8 5 0」を「4, 6 2 0」に、「5, 5 0 0」を「6, 6 0 0」に、「7, 1 5 0」を「8, 5 8 0」に、「6 6 0」を「7 9 0」に、「8 8 0」を「1, 0 6 0」に、「1, 5 4 0」を「1, 8 5 0」に、「2, 8 6 0」を「3, 4 3 0」に、「3 3 0」を「4 0 0」に、「4 4 0」を「5 3 0」に、「7 7 0」を「9 2 0」に、「1, 1 0 0」を「1, 3 2 0」に、「1, 4 3 0」を「1, 7 2 0」に、「1 9 0」を「2 3 0」に、「2 6 0」を「3 1 0」に、「4 6 0」を「5 5 0」に、「8 5 0」を「1, 0 2 0」に改める。

別表第 2 第 1 号の表中「2, 3 1 0」を「3, 4 7 0」に、「3, 0 8 0」を「4, 6 2 0」に、「7 7 0」を「1, 1 6 0」に、「3 3 0」を「5 0 0」に、「4 4 0」を「6 6 0」に、「1 1 0」を「1 7 0」に、「8 2 0」を「1, 2 3 0」に、「1, 1 0 0」を「1, 6 5 0」に、「2 7 5」を「4 1 0」に、「1 6 5」を「2 5 0」に改める。

別表第 2 第 2 号の表中「5 2」を「8 0」に改める。

別表第2第3号の表中「210」を「320」に改める。

別表第3冷房の項及び暖房の項中「10,000円」を「12,000円」に、同表舞台関係設備道具の項から照明設備の項までの規定中「10,000円」を「15,000円」に、同表体育関係設備器具の項及びその他の設備器具の項中「15,000円」を「22,500円」に改める。

別表第4中「4,180」を「5,020」に、「2,090」を「2,510」に、「385」を「460」に、「147」を「180」に改める。

(山口市大海総合センター設置及び管理条例の一部改正)

第5条 山口市大海総合センター設置及び管理条例（平成17年山口市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中「8,630円」を「10,360円」に、「12,940円」を「15,530円」に、「43,160円」を「51,790円」に、「1,619円」を「1,940円」に、「1,280円」を「1,540円」に、「1,930円」を「2,320円」に、「6,470円」を「7,760円」に、「242円」を「290円」に、「630円」を「760円」に、「960円」を「1,150円」に、「3,230円」を「3,880円」に、「121円」を「150円」に、「1,500円」を「1,800円」に、「2,260円」を「2,710円」に、「7,550円」を「9,060円」に、「283円」を「340円」に、「3,143円」を「3,770円」に改める。

別表第2号の表中「314円」を「380円」に、「534円」

を「６４０円」に、「２１０円」を「２５０円」に、「４３０円」を「５２０円」に、「２６２円」を「３１０円」に、「４８２円」を「５８０円」に改める。

別表第３号の表中「１，９２０円」を「２，３１０円」に、「２，２００円」を「２，６４０円」に、「５５０円」を「６６０円」に、「２７５円」を「３３０円」に改める。

別表第４号の表中「１６５円」を「２００円」に、「３８５円」を「４６０円」に改める。

（山口市徳地文化ホール設置及び管理条例の一部改正）

第６条 山口市徳地文化ホール設置及び管理条例（平成１７年山口市条例第７２号）の一部を次のように改正する。

別表中「１，０４８円」を「１，２６０円」に、「１，２５７円」を「１，５１０円」に、「１，５７１円」を「１，８９０円」に、「３１４円」を「３８０円」に、「３７７円」を「４５０円」に、「８３８円」を「１，０１０円」に、「２６２円」を「３１０円」に、「１０５円」を「１３０円」に、「１５７円」を「１９０円」に、「２９１円」を「３５０円」に、「２７３円」を「３３０円」に、「７８円」を「９０円」に改める。

（山口ふれあい館設置及び管理条例の一部改正）

第７条 山口ふれあい館設置及び管理条例（平成１７年山口市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「５４０円」を「６５０円」に、「１，１００円」を「１，３２０円」に、「２７０円」を「３２０円」に、「５５０円」を「６６０円」に、「１００円」を「２００円」に、「５０

円」を「１００円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 冷暖房を利用する場合は、上段（ ）書の金額を加算する。

別表第２中「２２０円」を「２６０円」に、「１，１００円」を「１，３２０円」に改め、同表備考を削る。

別表第３中「２２，０００円」を「２６，４００円」に改める。

（クリエイティブ・スペース赤れんが設置及び管理条例の一部改正）

第８条 クリエイティブ・スペース赤れんが設置及び管理条例（平成１７年山口市条例第７５号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「３，３００」を「３，９６０」に、「４，４００」を「５，２８０」に、「５，５００」を「６，６００」に、「６，６００」を「７，９２０」に、「８，８００」を「１０，５６０」に、「１１，０００」を「１３，２００」に、「２，２００」を「２，６４０」に、「１，１００」を「１，３２０」に改める。

（中原中也記念館設置及び管理条例の一部改正）

第９条 中原中也記念館設置及び管理条例（平成１７年山口市条例第７６号）の一部を次のように改正する。

別表中「３３０円」を「５００円」に、「２７５円」を「４１０円」に、「２２０円」を「３３０円」に、「１６５円」を「２５０円」に改める。

（山口市菜香亭設置及び管理条例の一部改正）

第１０条 山口市菜香亭設置及び管理条例（平成１７年山口市条例第７７号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「１，８７０」を「２，８１０」に、「４，９５０」

を「7, 430」に、「1, 650」を「2, 480」に、
「4, 290」を「6, 440」に、「2, 200」を「2, 640」
に、「220」を「260」に、「570」を「680」に、
「710」を「850」に、「660」を「790」に、「1, 840」
を「2, 210」に、「880」を「1, 060」に、「2, 310」
を「2, 770」に、「440」を「530」に、「1, 140」
を「1, 370」に、「550」を「660」に、「1, 430」
を「1, 720」に、「1, 100」を「1, 650」に、
「2, 810」を「4, 220」に、「1, 320」を「1, 980」
に、「3, 520」を「5, 280」に、「1, 880」を
「2, 260」に、「2, 350」を「2, 820」に、「890」
を「1, 070」に、「1, 130」を「1, 360」に改める。

別表第2中「100円」を「300円」に、「50円」を「150円」に改める。

（十朋亭維新館設置及び管理条例の一部改正）

第11条 十朋亭維新館設置及び管理条例（平成30年山口市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「300円」に、「100円」を「150円」に改める。

（山口市阿東三谷ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正）

第12条 山口市阿東三谷ふれあいセンター設置及び管理条例（平成22年山口市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「140円」を「170円」に、「210円」を「250円」に改める。

(山口市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部改正)

第 1 3 条 山口市歴史民俗資料館設置及び管理条例（平成 1 7 年山口市条例第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の表中「1 1 0 円」を「1 3 0 円」に、「8 8 円」を「1 1 0 円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校とは、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定するものをいう。

(山口市体育施設設置及び管理条例の一部改正)

第 1 4 条 山口市体育施設設置及び管理条例（平成 1 7 年山口市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 号の表中「5 2 円」を「6 0 円」に、「1 0 5 円」を「1 3 0 円」に改め、同表備考 4 を削る。

別表第 2 第 2 号の表中「2 7 5 円」を「3 3 0 円」に、「1 6 5 円」を「2 0 0 円」に改め、同表備考 3 を削る。

別表第 2 第 3 号の表中「7 3 円」を「9 0 円」に、「1 0 5 円」を「1 3 0 円」に、「1 , 0 4 8 円」を「1 , 2 6 0 円」に、「5 2 4 円」を「6 3 0 円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。

(山口市柔剣道場設置及び管理条例の一部改正)

第 1 5 条 山口市柔剣道場設置及び管理条例（平成 1 7 年山口市条例第 8 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1 0 0 円」を「1 2 0 円」に改める。

(山口市スポーツの森設置及び管理条例の一部改正)

第 16 条 山口市スポーツの森設置及び管理条例（平成 17 年山口市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「1, 571」を「2, 360」に、「786」を「1, 180」に、「15, 714」を「23, 570」に、「419」を「630」に、「210」を「320」に、「7, 857」を「11, 790」に、「275」を「410」に、「132」を「200」に、「5, 500」を「8, 250」に、「2, 357」を「3, 540」に、「78, 571」を「117, 860」に、「4, 191」を「6, 290」に、「2, 095」を「3, 140」に、「629」を「940」に、「39, 286」を「58, 930」に、「2, 750」を「4, 130」に、「1, 320」を「1, 980」に、「396」を「590」に、「27, 500」を「41, 250」に改める。

別表第 2 中「19, 800」を「23, 760」に、「9, 900」を「11, 880」に、「49, 500」を「59, 400」に、「4, 950」を「5, 940」に、「6, 600」を「7, 920」に、「3, 300」を「3, 960」に改める。

別表第 4 中「440」を「660」に、「110」を「170」に改め、同表備考を削る。

（やまぐちリフレッシュパーク設置及び管理条例の一部改正）

第 17 条 やまぐちリフレッシュパーク設置及び管理条例（平成 17 年山口市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「1, 815」を「2, 720」に、「275」を「410」に、「7, 260」を「10, 880」に、「1, 100」

を「１，６４０」に、「５５」を「８０」に、「２２０」を「３２０」に、「１６５」を「２５０」に改める。

別表第２中「５２」を「１００」に、「１４７」を「２２０」に改め、同表中備考を削る。

別表第３中「２１０」を「３２０」に改める。

別表第５中「３，３００」を「３，９６０」に、「１，６５０」を「１，９８０」に、「１，１００」を「１，３２０」に、「８２５」を「９９０」に、「５５０」を「６６０」に、「６６０」を「７９０」に、「４４０」を「５３０」に、「３３０」を「４００」に、「２２０」を「２６０」に、「４，１８０」を「５，０２０」に、「２，０９０」を「２，５１０」に、「３８５」を「４６０」に改め、同表中備考を次のように改める。

備考 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、

又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの利用料金は、

規定の利用料金の２倍の額とする。

別表第６中「２１０」を「３２０」に、「１００」を「１５０」に、「１６８」を「２５０」に、「８４」を「１３０」に、「１２６」を「１９０」に、「６３」を「９０」に、「５，５００」を「８，２５０」に、「１１，０００」を「１６，５００」に、「１６，５００」を「２４，７５０」に改め、同表中備考を次のように改める。

備考 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、

又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの利用料金は、

規定の利用料金の２倍の額とする。

別表第7中「440」を「660」に、「110」を「170」に改め、同表中備考を次のように改める。

備考 1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとする。

(やまぐちサッカー交流広場設置及び管理条例の一部改正)

第18条 やまぐちサッカー交流広場設置及び管理条例（平成21年山口市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1, 320円」を「1, 980円」に、「157円」を「240円」に、「105円」を「160円」に改める。

別表第2中「2, 200円」を「2, 640円」に、「1, 100円」を「1, 320円」に、「545円」を「650円」に改め、同表備考3を削る。

別表第3中「12, 570円」を「18, 860円」に改める。

別表第5中「52円」を「100円」に、「419円」を「630円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとする。

(山口市山口児童館設置及び管理条例の一部改正)

第19条 山口市山口児童館設置及び管理条例（平成17年山口市条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表中「490円」を「590円」に、「990円」を「1, 190円」に、「610円」を「730円」に、「1, 230円」を「1, 480円」に改める。

(山口市高齢者生きがいセンター設置及び管理条例の一部改正)

第 2 0 条 山口市高齢者生きがいセンター設置及び管理条例（平成 1 7 年山口市条例第 1 0 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「4 6 0 円」を「5 5 0 円」に、「9 8 0 円」を「1, 1 8 0 円」に、「5 7 0 円」を「6 8 0 円」に、「1, 2 3 0 円」を「1, 4 8 0 円」に改める。

（山口市小郡高齢者生きがいセンター設置及び管理条例の一部改正）

第 2 1 条 山口市小郡高齢者生きがいセンター設置及び管理条例（平成 1 7 年山口市条例第 1 0 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2 2 0 円」を「2 6 0 円」に、「1, 0 9 0 円」を「1, 3 1 0 円」に、「3 1 0 円」を「3 7 0 円」に、「1, 5 7 0 円」を「1, 8 8 0 円」に改める。

（山口市串地区老人作業所設置及び管理条例の一部改正）

第 2 2 条 山口市串地区老人作業所設置及び管理条例（平成 1 7 年山口市条例第 1 0 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中「5 2 0 円」を「6 2 0 円」に改める。

（山口市老人福祉館設置及び管理条例の一部改正）

第 2 3 条 山口市老人福祉館設置及び管理条例（平成 1 7 年山口市条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「8 4 0 円」を「1, 0 1 0 円」に、「2, 0 9 0 円」を「2, 5 1 0 円」に、「1, 0 5 0 円」を「1, 2 6 0 円」に、「2, 6 2 0 円」を「3, 1 4 0 円」に、「3 3 0 円」を「4 0 0 円」に、「4 2 0 円」を「5 0 0 円」に改める。

（山口市小郡老人福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第 2 4 条 山口市小郡老人福祉センター設置及び管理条例（平成 1 7 年山口市条例第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「9 4 0 円」を「1, 1 3 0 円」に、「2, 3 5 0 円」を「2, 8 2 0 円」に、「8 4 0 円」を「1, 0 1 0 円」に、「2, 0 9 0 円」を「2, 5 1 0 円」に、「1, 0 5 0 円」を「1, 2 6 0 円」に、「2, 6 2 0 円」を「3, 1 4 0 円」に、「1, 4 1 0 円」を「1, 6 9 0 円」に、「3, 9 1 0 円」を「4, 6 9 0 円」に、「1, 2 5 0 円」を「1, 5 0 0 円」に、「3, 4 8 0 円」を「4, 1 8 0 円」に、「1, 5 7 0 円」を「1, 8 8 0 円」に、「4, 3 5 0 円」を「5, 2 2 0 円」に、「3 7 0 円」を「4 4 0 円」に、「3 3 0 円」を「4 0 0 円」に、「4 2 0 円」を「5 0 0 円」に改める。

（山口市阿東老人福祉センター等設置及び管理条例の一部改正）

第 2 5 条 山口市阿東老人福祉センター等設置及び管理条例（平成 2 2 年山口市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「3 7 0 円」を「4 4 0 円」に、「9 4 0 円」を「1, 1 3 0 円」に、「3 3 0 円」を「4 0 0 円」に、「8 4 0 円」を「1, 0 1 0 円」に、「4 2 0 円」を「5 0 0 円」に、「1, 0 5 0 円」を「1, 2 6 0 円」に、「1 3 0 円」を「1 6 0 円」に、「6 6 0 円」を「7 9 0 円」に、「1 2 0 円」を「1 4 0 円」に、「5 8 0 円」を「7 0 0 円」に、「1 5 0 円」を「1 8 0 円」に、「7 3 0 円」を「8 8 0 円」に改める。

（山口市老人憩の家設置及び管理条例の一部改正）

第 2 6 条 山口市老人憩の家設置及び管理条例（平成 1 7 年山口市条

例第 1 0 9 号) の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第 1 2 条関係)

種別		午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで
専 用 利 用	広間	(7 9 0 円)	(7 9 0 円)
		1 , 5 8 0 円	1 , 5 8 0 円
	和室	(5 9 0 円)	(5 9 0 円)
		1 , 1 8 0 円	1 , 1 8 0 円
個 人 利 用	広間、和室 及 び 浴 室 (脱衣室を 含む。)	3 0 人未満で利用する場合 1 人当たり 1 回 2 0 0 円	
		3 0 人以上で利用する場合 1 人当たり 1 回 1 0 0 円	

(山 口 市 休 日 ・ 夜 間 急 病 診 療 所 設 置 条 例 の 一 部 改 正)

第 2 7 条 山 口 市 休 日 ・ 夜 間 急 病 診 療 所 設 置 条 例 (平 成 1 7 年 山 口 市
条 例 第 1 1 7 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

別表診断書料の部普通診断書の項中「 1 , 1 0 0 円 」を「 1 , 7 0 0
円 」に、同部特別診断書の款上記以外のものの項中「 2 , 2 0 0
円 」を「 3 , 3 0 0 円 」に改める。

(山 口 市 阿 知 須 健 康 福 祉 セ ン タ ー 設 置 及 び 管 理 条 例 の 一 部 改 正)

第 2 8 条 山 口 市 阿 知 須 健 康 福 祉 セ ン タ ー 設 置 及 び 管 理 条 例 (平 成
1 7 年 山 口 市 条 例 第 1 2 0 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

別表中「 1 , 6 3 4 円 」を「 1 , 9 6 0 円 」に、「 5 4 5 円 」を
「 6 5 0 円 」に、「 2 , 2 0 0 円 」を「 2 , 6 4 0 円 」に改める。

(山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 29 条 山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年山口市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 5 号中「1, 500 円」を「3, 600 円」に改める。

(山口市リサイクルプラザ設置及び管理条例の一部改正)

第 30 条 山口市リサイクルプラザ設置及び管理条例（平成 17 年山口市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

別表中「110 円」を「130 円」に、「50 円」を「60 円」に改める。

(山口市斎場条例の一部改正)

第 31 条 山口市斎場条例（平成 17 年山口市条例第 125 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 斎場・火葬場使用料第 1 号の表火葬施設の部中「30, 000 円」を「36, 000 円」に、「20, 000 円」を「24, 000 円」に、「5, 000 円」を「6, 000 円」に、「3, 000 円」を「3, 600 円」に改め、同表待合室の部中「6, 600 円」を「7, 920 円」に、「2, 200 円」を「2, 640 円」に改め、同表葬祭場の部中「22, 000 円」を「26, 400 円」に、「44, 000 円」を「52, 800 円」に、「6, 600 円」を「7, 920 円」に、「13, 200 円」を「15, 840 円」に、「11, 000 円」を「13, 200 円」に改め、同表通夜室の部中「11, 000 円」を「13, 200 円」に、「22, 000 円」を「26, 400 円」に、「44, 000 円」を「52, 800 円」に、「6, 600 円」を「7, 920

円」に、「１３，２００円」を「１５，８４０円」に改め、同表霊安室の部中「３，３００円」を「３，９６０円」に、「６，６００円」を「７，９２０円」に改める。

別表１ 斎場・火葬場使用料第２号の表中「３０，０００円」を「３６，０００円」に、「２０，０００円」を「２４，０００円」に、「５，０００円」を「６，０００円」に、「３，０００円」を「３，６００円」に、「３，５６０円」を「４，２７０円」に、「１，１９４円」を「１，４３０円」に、「８，８００円」を「１０，５６０円」に、「１７，６００円」を「２１，１２０円」に、「２，６４０円」を「３，１７０円」に、「５，２８０円」を「６，３４０円」に、「５，５００円」を「６，６００円」に、「１１，０００円」を「１３，２００円」に改める。

別表１ 斎場・火葬場使用料第３号の表火葬施設の部中「３０，０００円」を「３６，０００円」に、「２０，０００円」を「２４，０００円」に、「５，０００円」を「６，０００円」に、「３，０００円」を「３，６００円」に改め、同表待合室の部中「６，６００円」を「７，９２０円」に、「２，２００円」を「２，６４０円」に改め、同表葬祭場の部中「２２，０００円」を「２６，４００円」に、「４４，０００円」を「５２，８００円」に、「６，６００円」を「７，９２０円」に、「１３，２００円」を「１５，８４０円」に改め、同表通夜室の部中「１１，０００円」を「１３，２００円」に、「２２，０００円」を「２６，４００円」に、「４４，０００円」を「５２，８００円」に、「６，６００円」を「７，９２０円」に、「１３，２００円」を「１５，８４０

円」に改め、同表霊安室の部中「３，３００円」を「３，９６０円」に、「６，６００円」を「７，９２０円」に改める。

別表１斎場・火葬場使用料第４号の表中「３０，０００円」を「３６，０００円」に、「２０，０００円」を「２４，０００円」に、「５，０００円」を「６，０００円」に、「３，０００円」を「３，６００円」に改める。

（山口市営墓地設置及び管理条例の一部改正）

第３２条 山口市営墓地設置及び管理条例（平成１７年山口市条例第１２６号）の一部を次のように改正する。

第１５条中「２２，０００円」を「３３，０００円」に改める。

（山口市営阿知須合同納骨塔設置及び管理条例の一部改正）

第３３条 山口市営阿知須合同納骨塔設置及び管理条例（平成１７年山口市条例第１２７号）の一部を次のように改正する。

第７条中「２０９，５２０円」を「２５１，４２０円」に改める。

別表中「１，１００円」を「１，３２０円」に、「１，６４０円」を「１，９７０円」に、「３，３００円」を「３，９６０円」に、「５，５００円」を「６，６００円」に改める。

（山口市地域交流センター設置及び管理条例の一部改正）

第３４条 山口市地域交流センター設置及び管理条例（平成２０年山口市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

別表第４第１号の表中「５６０円」を「６７０円」に、「２２０円」を「２６０円」に、「５００円」を「６００円」に、「１９０円」を「２３０円」に、「６３０円」を「７６０円」に、「２４０円」を「２９０円」に、「１，６６０円」を「１，９９０円」に、

「６５０円」を「７８０円」に、「１，４８０円」を「１，７８０円」に、「５８０円」を「７００円」に、「１，８５０円」を「２，２２０円」に、「７３０円」を「８８０円」に、「６，６４０円」を「７，９７０円」に、「２，７９０円」を「３，３５０円」に、「５，９００円」を「７，０８０円」に、「２，４８０円」を「２，９８０円」に、「７，３８０円」を「８，８６０円」に、「３，１１０円」を「３，７３０円」に、「１０５円」を「１３０円」に改める。

別表第４第２号の表中「４７０円」を「５４０円」に、「６２０円」を「７２０円」に、「１５７円」を「１８０円」に、「５２円」を「６０円」に改める。

別表第４第３号の表中「２２０円」を「２７０円」に、「７３円」を「９０円」に改める。

別表第４第４号の表中「１０５円」を「１３０円」に改める。

別表第４第５号の表中「１０５円」を「１３０円」に改める。

（山口市宮野地域交流ステーション設置及び管理条例の一部改正）

第３５条 山口市宮野地域交流ステーション設置及び管理条例（平成１７年山口市条例第１３９号）の一部を次のように改正する。

別表中「５６０円」を「６７０円」に、「２２０円」を「２６０円」に、「５００円」を「６００円」に、「１９０円」を「２３０円」に、「６３０円」を「７６０円」に、「２４０円」を「２９０円」に改める。

（山口市島地温泉ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正）

第３６条 山口市島地温泉ふれあいセンター設置及び管理条例（平成

２２年山口市条例第８１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「４７０円」を「７１０円」に改める。

別表第２中「５２，３８０円」を「７８，５７０円」に、
「４１，９００円」を「６２，８５０円」に改める。

（山口市小郡地域集会所設置及び管理条例の一部改正）

第３７条 山口市小郡地域集会所設置及び管理条例（平成１９年山口市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

別表中「１，０１０円」を「１，２１０円」に、「４１０円」を
「４９０円」に、「９００円」を「１，０８０円」に、「３６０円」
を「４３０円」に、「１，１２０円」を「１，３４０円」に、
「４６０円」を「５５０円」に、「２，４００円」を「２，８８０
円」に、「９７０円」を「１，１６０円」に、「２，１４０円」を
「２，５７０円」に、「８６０円」を「１，０３０円」に、
「２，６７０円」を「３，２００円」に、「１，０８０円」を
「１，３００円」に改める。

（山口市柚野地域活性化センター設置及び管理条例の一部改正）

第３８条 山口市柚野地域活性化センター設置及び管理条例（平成
１７年山口市条例第１４５号）の一部を次のように改正する。

別表中「５６０円」を「６７０円」に、「２２０円」を「２６０
円」に、「５００円」を「６００円」に、「１９０円」を「２３０
円」に、「６３０円」を「７６０円」に、「２４０円」を「２９０
円」に、「１０５円」を「１３０円」に改める。

（山口市高齢者女性等活動促進センター設置及び管理条例の一部改
正）

第 3 9 条 山口市高齢者女性等活動促進センター設置及び管理条例

(平成 1 7 年山口市条例第 1 4 6 号) の一部を次のように改正する。

別表中「5 6 0 円」を「6 7 0 円」に、「2 2 0 円」を「2 6 0 円」に、「5 0 0 円」を「6 0 0 円」に、「1 9 0 円」を「2 3 0 円」に、「6 3 0 円」を「7 6 0 円」に、「2 4 0 円」を「2 9 0 円」に、「1 0 5 円」を「1 3 0 円」に改める。

(山口市隣保館設置及び管理条例の一部改正)

第 4 0 条 山口市隣保館設置及び管理条例 (平成 1 7 年山口市条例第 1 5 0 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「5 6 0 円」を「6 7 0 円」に、「2 2 0 円」を「2 6 0 円」に、「5 0 0 円」を「6 0 0 円」に、「1 9 0 円」を「2 3 0 円」に、「6 3 0 円」を「7 6 0 円」に、「2 4 0 円」を「2 9 0 円」に、「1, 6 6 0 円」を「1, 9 9 0 円」に、「6 5 0 円」を「7 8 0 円」に、「1, 4 8 0 円」を「1, 7 8 0 円」に、「5 8 0 円」を「7 0 0 円」に、「1, 8 5 0 円」を「2, 2 2 0 円」に、「7 3 0 円」を「8 8 0 円」に、「6, 6 4 0 円」を「7, 9 7 0 円」に、「2, 7 9 0 円」を「3, 3 5 0 円」に、「5, 9 0 0 円」を「7, 0 8 0 円」に、「2, 4 8 0 円」を「2, 9 8 0 円」に、「7, 3 8 0 円」を「8, 8 6 0 円」に、「3, 1 1 0 円」を「3, 7 3 0 円」に、「1 0 0 円」を「1 2 0 円」に改める。

別表第 2 中「5 6 0 円」を「6 7 0 円」に、「2 2 0 円」を「2 6 0 円」に、「5 0 0 円」を「6 0 0 円」に、「1 9 0 円」を「2 3 0 円」に、「6 3 0 円」を「7 6 0 円」に、「2 4 0 円」を

「２９０円」に、「１，６６０円」を「１，９９０円」に、「６５０円」を「７８０円」に、「１，４８０円」を「１，７８０円」に、「５８０円」を「７００円」に、「１，８５０円」を「２，２２０円」に、「７３０円」を「８８０円」に改める。

（山口市男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正）

第４１条 山口市男女共同参画センター設置及び管理条例（平成２０年山口市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

別表中「３７０円」を「４４０円」に、「１４６円」を「１８０円」に、「１２６円」を「１５０円」に、「４９円」を「６０円」に改める。

（山口市働く婦人の家設置及び管理条例の一部改正）

第４２条 山口市働く婦人の家設置及び管理条例（平成１７年山口市条例第１５２号）の一部を次のように改正する。

別表中「１，６４０円」を「１，９７０円」に、「３，３００円」を「３，９６０円」に、「２，７４０円」を「３，２９０円」に、「５，５００円」を「６，６００円」に、「１，１００円」を「１，３２０円」に、「２，２００円」を「２，６４０円」に、「２２０円」を「３３０円」に改める。

（山口市勤労青少年ホーム設置及び管理条例の一部改正）

第４３条 山口市勤労青少年ホーム設置及び管理条例（平成１７年山口市条例第１５４号）の一部を次のように改正する。

別表中「６３０円」を「７６０円」に、「１，１２０円」を「１，３４０円」に、「５６０円」を「６７０円」に、「１，０００円」を「１，２００円」に、「７００円」を「８４０円」に、

「１，２５０円」を「１，５００円」に、「７６０円」を「９１０円」に、「２，１６０円」を「２，５９０円」に、「６７０円」を「８００円」に、「１，９２０円」を「２，３００円」に、「８４０円」を「１，０１０円」に、「２，４１０円」を「２，８９０円」に、「５００円」を「６００円」に、「９４０円」を「１，１３０円」に、「４４０円」を「５３０円」に、「１，０５０円」を「１，２６０円」に、「１，１９０円」を「１，４３０円」に、「２，３５０円」を「２，８２０円」に、「１，０６０円」を「１，２７０円」に、「２，０９０円」を「２，５１０円」に、「１，３３０円」を「１，６００円」に、「２，６２０円」を「３，１４０円」に、「４５０円」を「５４０円」に、「８５０円」を「１，０２０円」に、「４００円」を「４８０円」に、「７５０円」を「９００円」に改める。

（重源の郷体験交流公園設置及び管理条例の一部改正）

第４４条 重源の郷体験交流公園設置及び管理条例（平成１７年山口市条例第１５７号）の一部を次のように改正する。

別表中「５２０円」を「７８０円」に、「３１０円」を「４７０円」に、「４１０円」を「６２０円」に、「２１０円」を「３２０円」に改める。

（願成就温泉センター設置及び管理条例の一部改正）

第４５条 願成就温泉センター設置及び管理条例（平成２２年山口市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表中「４７０円」を「７１０円」に、「３００円」を「４５０円」に、「１２，２２０円」を「１８，３３０円」に、「３，１３０

円」を「４，６９０円」に、「１，４２０円」を「２，１３０円」に、「１，０４０円」を「１，５６０円」に改める。

（十種ヶ峰ウッドパーク設置及び管理条例の一部改正）

第４６条 十種ヶ峰ウッドパーク設置及び管理条例（平成２２年山口市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「７，８５０円」を「９，４２０円」に、「３，１４０円」を「３，７７０円」に、「３１０円」を「３７０円」に、「１５，７１０円」を「１８，８５０円」に、「１０，４７０円」を「１２，５６０円」に、「１，０４０円」を「１，２５０円」に、「２，０９０円」を「２，５１０円」に、「１５０円」を「１８０円」に改める。

別表第２中「３，１４０円」を「３，７７０円」に、「２，３５０円」を「２，８２０円」に、「４７０円」を「５６０円」に、「１，５７０円」を「１，８８０円」に、「３１０円」を「３７０円」に、「１，８８０円」を「２，２６０円」に改める。

別表第３中「４１０円」を「４９０円」に、「３，１４０円」を「３，７７０円」に、「３，６６０円」を「４，３９０円」に、「５，２３０円」を「６，２８０円」に、「６，２８０円」を「７，５４０円」に、「１，０４０円」を「１，２５０円」に改める。

別表第４中「４，７１０円」を「５，６５０円」に、「５２０円」を「６２０円」に、「１，５７０円」を「１，８８０円」に、「３，１４０円」を「３，７７０円」に、「４１０円」を「４９０円」に、「７３０円」を「８８０円」に改める。

(新山口駅観光交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第４７条 新山口駅観光交流センター設置及び管理条例（平成２９年
山口市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

別表中「１，９９０円」を「２，３９０円」に、「２，４９０
円」を「２，９９０円」に、「１，０２０円」を「１，２２０円」
に、「１，２７０円」を「１，５２０円」に改める。

(山口市産業交流拠点施設設置及び管理条例の一部改正)

第４８条 山口市産業交流拠点施設設置及び管理条例（令和元年山口
市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表第１第１号の表中「３３，０００」を「３９，６００」に、
「４４，０００」を「５２，８００」に、「４１，２５０」を
「４９，５００」に、「５５，０００」を「６６，０００」に、
「１９，８００」を「２３，７６０」に、「２６，４００」を
「３１，６８０」に、「２４，７５０」を「２９，７００」に、
「２９，０４０」を「３４，８５０」に、「３８，７２０」を
「４６，４６０」に、「３６，３００」を「４３，５６０」に、
「４８，４００」を「５８，０８０」に、「４５，３７０」を
「５４，４４０」に、「６０，５００」を「７２，６００」に、
「４８，１８０」を「５７，８２０」に、「６４，２４０」を
「７７，０９０」に、「６０，２２０」を「７２，２６０」に、
「８０，３００」を「９６，３６０」に、「７５０」を「９００」
に、「１，０００」を「１，２００」に、「２，３２０」を
「２，７８０」に、「３，１００」を「３，７２０」に、「１，８００」
を「２，１６０」に、「２，４００」を「２，８８０」に、

「１，１２０」を「１，３４０」に、「１，５００」を「１，８００」に、「１，８７０」を「２，２４０」に、「２，５００」を「３，０００」に、「８２０」を「９８０」に、「１，１００」を「１，３２０」に、「１，７２０」を「２，０６０」に、「２，３００」を「２，７６０」に、「６００」を「７２０」に、「８００」を「９６０」に、「６，６００」を「７，９２０」に、「８，８００」を「１０，５６０」に、「２，４７０」を「２，９６０」に、「３，３００」を「３，９６０」に、「３，３７０」を「４，０４０」に、「４，５００」を「５，４００」に、「４，７２０」を「５，６６０」に、「６，３００」を「７，５６０」に、「５００円」を「６００円」に、「７，８００」を「９，３６０」に、「１０，４００」を「１２，４８０」に、「１５円」を「２０円」に改める。

別表第１第２号の表中「３３円」を「４０円」に改める。

別表第１第３号の表中「９９０」を「１，１９０」に、「１，９８０」を「２，３８０」に改める。

別表第１第４号の表中「１，５００円」を「１，８００円」に、「１０，０００円」を「１２，０００円」に、「１，０００円」を「１，２００円」に改める。

別表第１第５号の表中「４０，０００円」を「４８，０００円」に改める。

別表第１第６号の表中「１００円」を「１２０円」に改める。

別表第２中「３，１９０円」を「３，８３０円」に、「２，８６０円」を「３，４３０円」に改める。

（山口市徳地新規就農者技術習得支援施設設置及び管理条例の一部改正）

第 4 9 条 山口市徳地新規就農者技術習得支援施設設置及び管理条例
（平成 1 7 年山口市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 4 項中「1 0 , 0 0 0 円」を「1 2 , 0 0 0 円」に改める。

（山口市徳地三谷交流センター設置及び管理条例の一部改正）

第 5 0 条 山口市徳地三谷交流センター設置及び管理条例（平成 1 7 年山口市条例第 1 6 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中「5 6 0 円」を「6 7 0 円」に、「2 2 0 円」を「2 6 0 円」に、「5 0 0 円」を「6 0 0 円」に、「1 9 0 円」を「2 3 0 円」に、「6 3 0 円」を「7 6 0 円」に、「2 4 0 円」を「2 9 0 円」に改め、同表備考 4 中「1 0 5 円」を「1 3 0 円」に改め、同表備考 6 を削る。

（山口市阿東嘉年基幹集落センター設置及び管理条例の一部改正）

第 5 1 条 山口市阿東嘉年基幹集落センター設置及び管理条例（平成 2 2 年山口市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1 , 6 6 0 円」を「1 , 9 9 0 円」に、「6 5 0 円」を「7 8 0 円」に、「1 , 4 8 0 円」を「1 , 7 8 0 円」に、「5 8 0 円」を「7 0 0 円」に、「1 , 8 5 0 円」を「2 , 2 2 0 円」に、「7 3 0 円」を「8 8 0 円」に、「5 6 0 円」を「6 7 0 円」に、「2 2 0 円」を「2 6 0 円」に、「5 0 0 円」を「6 0 0 円」に、「1 9 0 円」を「2 3 0 円」に、「6 3 0 円」を「7 6 0 円」に、「2 4 0 円」を「2 9 0 円」に改める。

(山口市蔵目喜ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正)

第 5 2 条 山口市蔵目喜ふれあいセンター設置及び管理条例（平成 2 2 年山口市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 6 6 0 円」を「1, 9 9 0 円」に、「6 5 0 円」を「7 8 0 円」に、「1, 4 8 0 円」を「1, 7 8 0 円」に、「5 8 0 円」を「7 0 0 円」に、「1, 8 5 0 円」を「2, 2 2 0 円」に、「7 3 0 円」を「8 8 0 円」に、「5 6 0 円」を「6 7 0 円」に、「2 2 0 円」を「2 6 0 円」に、「5 0 0 円」を「6 0 0 円」に、「1 9 0 円」を「2 3 0 円」に、「6 3 0 円」を「7 6 0 円」に、「2 4 0 円」を「2 9 0 円」に改める。

(山口市地域特産物販売促進センター設置及び管理条例の一部改正)

第 5 3 条 山口市地域特産物販売促進センター設置及び管理条例（平成 1 7 年山口市条例第 1 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「1 9 2, 5 0 0 円」を「2 3 1, 0 0 0 円」に、「1 3 2, 0 0 0 円」を「1 5 8, 4 0 0 円」に、「5 8, 3 0 0 円」を「6 9, 9 6 0 円」に、「5 3, 9 0 0 円」を「6 4, 6 8 0 円」に、「3 5, 2 0 0 円」を「4 2, 2 4 0 円」に、「2 6, 4 0 0 円」を「3 1, 6 8 0 円」に、「1 3 9, 2 0 0 円」を「1 6 7, 0 4 0 円」に改める。

別表第 2 中「6 6 0 円」を「7 9 0 円」に、「3, 1 9 0 円」を「3, 8 3 0 円」に改める。

(山口市柚野農産加工販売所設置及び管理条例の一部改正)

第 5 4 条 山口市柚野農産加工販売所設置及び管理条例（平成 1 7 年

山口市条例第 1 6 8 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「1 0 5 円」を「1 3 0 円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。

別表第 2 中「1 0 5 円」を「1 3 0 円」に改め、同表備考 3 を削る。

(道の駅あいお設置及び管理条例の一部改正)

第 5 5 条 道の駅あいお設置及び管理条例 (平成 1 7 年山口市条例第 1 6 9 号) の一部を次のように改正する。

別表中「4 7, 1 4 0 円」を「5 6, 5 7 0 円」に改める。

(道の駅「きらら あじす」設置及び管理条例の一部改正)

第 5 6 条 道の駅「きらら あじす」設置及び管理条例 (平成 1 7 年山口市条例第 1 7 0 号) の一部を次のように改正する。

別表中「5 2 4 円」を「6 3 0 円」に、「3, 1 4 0 円」を「3, 7 7 0 円」に、「1, 0 4 0 円」を「1, 2 5 0 円」に、「2 4 6, 1 9 0 円」を「2 9 5, 4 3 0 円」に、「3 8 6, 0 4 0 円」を「4 6 3, 2 5 0 円」に、「2 5, 0 1 0 円」を「3 0, 0 1 0 円」に、「7 0, 3 5 0 円」を「8 4, 4 2 0 円」に、「4 6, 8 2 0 円」を「5 6, 1 8 0 円」に改める。

(山口市阿東総合交流ターミナル設置及び管理条例の一部改正)

第 5 7 条 山口市阿東総合交流ターミナル設置及び管理条例 (平成 2 2 年山口市条例第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

別表中「4 4 2, 1 5 0 円」を「5 3 0, 5 8 0 円」に、

「８３，８１０円」を「１００，５７０円」に、「２，６６０円」を「３，１９０円」に、「３，１４０円」を「３，７７０円」に、「５，２３０円」を「６，２８０円」に改める。

（山口森林ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正）

第５８条 山口森林ふれあいセンター設置及び管理条例（平成１７年山口市条例第１７８号）の一部を次のように改正する。

別表中「１，１００円」を「１，３２０円」に、「２，２００円」を「２，６４０円」に、「５４０円」を「６５０円」に改める。

（山口市徳地山村広場設置及び管理条例の一部改正）

第５９条 山口市徳地山村広場設置及び管理条例（平成１７年山口市条例第１７９号）の一部を次のように改正する。

別表中「４４０円」を「５２０円」に、「２２０円」を「２６０円」に改め、同表備考４を削る。

（山口市阿東山村広場設置及び管理条例の一部改正）

第６０条 山口市阿東山村広場設置及び管理条例（平成２２年山口市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表中「２２０円」を「２６０円」に改める。

（新山口駅南北自由通路設置及び管理条例の一部改正）

第６１条 新山口駅南北自由通路設置及び管理条例（平成２７年山口市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

別表中「９９０円」を「１，１９０円」に改める。

（新山口駅北口交通広場設置及び管理条例の一部改正）

第６２条 新山口駅北口交通広場設置及び管理条例（平成２９年山口市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中「220円」を「260円」に改める。

別表第2号の表中「93, 390円」を「112, 070円」に改める。

別表第3号の表中「990円」を「1, 190円」に、「1, 980円」を「2, 380円」に改める。

別表第4号の表中「33円」を「40円」に改める。

別表第5号の表中「640円」を「770円」に、「220円」を「260円」に改める。

(山口市都市公園条例の一部改正)

第63条 山口市都市公園条例（平成17年山口市条例第203号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「11円」を「20円」に、「22円」を「30円」に、「33円」を「40円」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

種類	種別		金額
有料公園施設使用料	(1) 亀山公園庭球場	入場料その他これに類する料金を徴収しないもの	1面につき 1時間まで 200円 1時間増すまでごとに 200円を加算する。
		庭球場照明施設	1面につき 1時間まで 460円

		1 時 間 増 す ま で ご と に 4 6 0 円 を 加 算 す る。
	備考 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、所定額の2倍の額とする。	
(2) 亀山公園 駐車場	2 時 間 ま で 1 3 0 円 3 0 分 増 す ま で ご と に 7 0 円 を 加 算 す る。	
(3) 河原谷公園 パークゴルフ場	大人	1 日 1 ラウンド 1 人 につき 4 0 0 円 1 ラウンド増すごとに 2 6 0 円 を 加 算 す る。
	小学生以下	1 日 1 ラウンド 1 人 につき 2 6 0 円 1 ラウンド増すごとに 1 3 0 円 を 加 算 す る。
	備考 パークゴルフ用具を使用する場合については、1 人一式につき 2 6 0 円 を 加 算 す る。	
(4) 河原谷公園 庭球場	入 場 料 そ の 他 こ れ に 類 す る 料 金 を 徴 収 し な い	1 面 につ き 1 時 間 ま で 2 0 0 円 1 時 間 増 す ま で ご と に 2 0 0 円 を 加 算 す る。

		もの	
		備考	入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、所定額の2倍の額とする。
	(5) 河原谷公園 シャワー室	1人1回につき	130円

(山口市公園等設置及び管理条例の一部改正)

第64条 山口市公園等設置及び管理条例（平成17年山口市条例第204号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「11円」を「20円」に、「22円」を「30円」に、「33円」を「40円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用、利用その他の行為（以下「使用等」という。）に係る使用料、手数料その他の料金（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、令和8年10月31日までに、施行日以後の使用等に係る許可を受けた場合の使用料等については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 新条例の規定による使用料等の徴収を行うために必要な行為は、
施行日前においても行うことができる。

議案第 10 号

山口市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

山口市民会館設置及び管理条例（平成 17 年山口市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで」を「次のとおり」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(1) 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 9 条、第 13 条、第 14 条関係）

ホール等基本利用料金

時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	昼間	午後及 び夜間	全日	備考
	午前 9	午後 1	午後 6	午前 9	午後 1	午前 9	

		時から 正午ま で	時から 午後 5 時まで	時から 午後 1 0 時 まで	時から 午後 5 時まで	時から 午後 1 0 時 まで	時から 午後 1 0 時 まで	
大ホー ル	平日	円 24, 7 5 0	円 42, 9 0 0	円 54, 4 5 0	円 59, 4 0 0	円 89, 1 0 0	円 103, 9 5 0	楽屋、 練習室 及びロ ビーを 含む。
	土曜 日、日 曜日、 休日	29, 7 0 0	52, 8 0 0	64, 3 5 0	74, 2 5 0	103, 9 5 0	125, 4 0 0	
小ホー ル	平日	6, 6 0 0	11, 8 8 0	14, 5 2 0	15, 8 4 0	23, 7 6 0	27, 7 2 0	楽屋を 含む。
	土曜 日、日 曜日、 休日	7, 9 2 0	14, 5 2 0	15, 8 4 0	21, 1 2 0	29, 0 4 0	34, 3 2 0	
大ホールロビー		10, 5 6 0	13, 2 0 0	15, 8 4 0	19, 8 0 0	22, 4 4 0	26, 4 0 0	
展示ホール		3, 9 6 0	6, 6 0 0	7, 9 2 0	10, 5 6 0	13, 2 0 0	15, 8 4 0	
会議室		1, 5 8 0	2, 1 1 0	2, 6 4 0	3, 1 7 0	3, 9 6 0	4, 7 5 0	
楽屋 1		2 6 0	5 3 0	5 3 0	7 9 0	1, 0 6 0	1, 1 9 0	
楽屋 2		2 6 0	5 3 0	5 3 0	7 9 0	1, 0 6 0	1, 1 9 0	
楽屋 3		5 3 0	1, 0 6 0	1, 0 6 0	1, 4 5 0	1, 9 8 0	2, 3 8 0	
楽屋 4		2 6 0	5 3 0	5 3 0	7 9 0	1, 0 6 0	1, 1 9 0	
楽屋 5		2 6 0	5 3 0	5 3 0	7 9 0	1, 0 6 0	1, 1 9 0	

楽屋 6	2 6 0	5 3 0	5 3 0	7 9 0	1, 0 6 0	1, 1 9 0	
楽屋 7	2 6 0	5 3 0	5 3 0	7 9 0	1, 0 6 0	1, 1 9 0	
練習室	4 0 0	7 9 0	7 9 0	1, 0 6 0	1, 4 5 0	1, 7 2 0	
小ホール楽屋 1	2 6 0	5 3 0	5 3 0	7 9 0	1, 0 6 0	1, 1 9 0	
小ホール楽屋 2	2 6 0	5 3 0	5 3 0	7 9 0	1, 0 6 0	1, 1 9 0	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山口市民会館設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 8 年 1 0 月 3 1 日までに、施行日以後の利用に係る許可を受けた場合の利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 新条例の規定による利用料金の徴収を行うために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 11 号

嘉村礪多生家設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

嘉村礪多生家設置及び管理条例の一部を改正する条例

嘉村礪多生家設置及び管理条例（平成 22 年山口市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで」を「次のとおり」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(1) 水曜日及び木曜日

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

別表中「1, 048 円」を「1, 260 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の嘉村礪多生家設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、令和 8 年 1 0 月 3 1 日までに、施行日以後の利用に係る許可を受けた場合の利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 新条例の規定による利用料金の徴収を行うために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 12 号

旧中川家住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

旧中川家住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

旧中川家住宅設置及び管理条例（平成 20 年山口市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「一部」を削り、同条第 1 項を次のように改める。

別表に定める旧中川家住宅の施設（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

第 7 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 8 条の見出し中「一部」を削り、同条中「一部利用が」及び「その一部」を削る。

第 9 条の見出し中「一部」を削り、同条第 1 項を次のように改める。

教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例

若しくはこの条例に基づく規則又は利用の許可の条件に違反したとき。

(2) 利用者が旧中川家住宅の管理運営上必要な指示又は指導に従わないとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 利用者が正規の手続によらないで利用の目的、内容等を変更したとき。

(5) 災害その他不可抗力によって利用ができなくなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、旧中川家住宅の管理上の都合により、教育委員会が特に必要と認めたとき。

第9条第2項中「一部利用の」を「利用の」に、「一部利用者」を「利用者」に改める。

第10条を次のように改める。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

第12条を第16条とし、第11条中「一部利用者」を「利用者」に改め、同条を第15条とし、第10条の次に次の4条を加える。

(使用料の減免)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（権利譲渡等の禁止）

第 13 条 利用者は、許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は利用に係る権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第 14 条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第 9 条第 1 項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 7 条及び第 10 条関係）

種別	金額（1 時間につき）
和室	1 0 0 円
庭園	1 0 0 円

備考 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旧中川家住宅設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、令和 8 年 10 月 31 日までに、施行日以後の利用に係る許可を受けた場合の使用料については、なお従前

の例による。

(準備行為)

- 4 新条例の規定による使用料の徴収を行うために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 13 号

山口市小郡文化資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市小郡文化資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例

山口市小郡文化資料館設置及び管理条例（平成 17 年山口市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（観覧料）

第 7 条 資料館に展示した資料の観覧者は、次に定める観覧料を納付しなければならない。

区分		普通観覧料	団体観覧料（20人以上）
常 設 展 示	一般（19歳以上の者に限る。ただし、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の生徒を除く。）	130円	1人につき 110円

特別展示	1, 000 円の範囲内で市長が別に定める額
------	------------------------

備考 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。

第8条の次に次の1条を加える。

（観覧料の不還付）

第8条の2 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 14 号

山口市南部運動広場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市南部運動広場設置及び管理条例の一部を改正する 条例

山口市南部運動広場設置及び管理条例（平成 17 年山口市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（休場日）

第 7 条 南部運動広場の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

別表第 1 中「275 円」を「410 円」に、「165 円」を「250 円」に改め、同表備考 3 を削る。

別表第 2 中「2,090 円」を「2,510 円」に、「385 円」

を「４６０円」に改め、同表備考３を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山口市南部運動広場設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表第１及び別表第２の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和８年１０月３１日までに、施行日以後の利用に係る許可を受けた場合の利用料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 新条例の規定による利用料金の徴収を行うために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 15 号

山口市小郡屋内プール設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市小郡屋内プール設置及び管理条例の一部を改正する条例

山口市小郡屋内プール設置及び管理条例（平成 23 年山口市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表専用利用（1 時間当たり）の部中「3, 771 円」を「5, 660 円」に、「5, 448 円」を「8, 170 円」に、「2, 724 円」を「3, 270 円」に、「4, 400 円」を「5, 280 円」に改め、同表個人利用券利用（1 人、1 日、1 回）の部一般及び高齢者の項中「310 円」を「470 円」に、「410 円」を「620 円」に改め、同部小・中学生の項中「210 円」を「250 円」に、「310 円」を「370 円」に改め、同部に次のように加える。

未就学児	110 円	150 円
------	-------	-------

別表個人回数利用券利用（6 枚つづり）の部一般の項中「1, 570 円」を「2, 350 円」に、「2, 200 円」を「3, 100 円」に改め、同部小・中学生の項中「1, 040 円」を「1, 250 円」に、

「１，５７０円」を「１，８５０円」に改め、同部に次のように加える。

未就学児	５５０円	７５０円
------	------	------

別表個人回数利用券利用（１０枚つづり）の部中「１，５７０円」を「１，８８０円」に、「２，２００円」を「２，６４０円」に改め、同表備考５を削る。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の山口市小郡屋内プール設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- ３ 前項の規定にかかわらず、令和８年１０月３１日までに、施行日以後の利用に係る許可を受けた場合の利用料金については、なお従前の例による。
- ４ 第２項の規定にかかわらず、施行日前に購入した個人利用券及び個人回数利用券の使用については、なお従前の例による。

（準備行為）

- ５ 新条例の規定による利用料金の徴収を行うために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 16 号

山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成 26 年山口市条例第 29 号）の一部を次のよ
うに改正する。

目次中「・第 52 条」を「一第 52 条」に改める。

第 2 条第 6 号中「小規模保育事業」を「満 3 歳未満等小規模保育事
業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第 3 号に掲
げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第
10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限
る。）をいう。

第 2 条第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(11)の 2 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定
子どもをいう。

(11)の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定す

る満３歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の４ 保育認定子ども 法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第２条第２３号中「第４３条第２項」を「第４３条第４項」に改める。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第１３条第４項第３号ア(ア)中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」の次に「この」を加え、同号イ(ア)中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」

に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第 3 5 条第 1 項中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」に、「同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 3 6 条第 1 項中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「教育認定子ども」に、「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当

する」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育給付認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第１項中「同条」を「同令第２７条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）

は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(１) 家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(２) 事業所内保育事業 法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）

は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９

条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第 39 条第 2 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第 43 条第 1 項を除く。）」を加え、同条第 4 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）

は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第 40 条第 2 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「第 73 条第 1 項」を「附則第 73 条第 1 項」に改める。

第 41 条中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項第 1 号中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第 3 号中「により特定地域型保育」を「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項、第 7 項及び第 10 項に

において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第10項において同じ。)」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)

は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各

号)」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「この章（」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「次条第3項」を「第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護

者に限る。）」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第 51 条の次に次の 1 条を加える。

第 51 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 37 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 37 条第 2 項、第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「教育・保育給付認定に基づ

き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項）」を「満３歳未満保育認定子ども（第５１条第１項）」

に、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第 5 条中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 3 項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 6 条第 3 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第 17 号

山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年山口市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第 10 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第 6 条第 1 項中「事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）」を加え、同項第 3 号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。）」を加える。

第 13 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において

準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は 幼児（以下「乳幼児」という。） の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時 の健康診断
--	-------------------------

乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	-----------------------------

第 18 条第 6 号中「利用定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第 27 条中「小規模保育事業 B 型」及び「小規模保育事業 C 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第 29 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 3 第 10 項第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加え、同条第 3 項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（附則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」」を削る。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型

事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「第48条において準用する」及び「と、同条第4号中

「次号並びに第３３条第４号及び第５号」とあるのは「第４８条において準用する次号」を削る。

附則第３条中「家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

附則第５条の２の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員配置に係る特例）」を付し、同条を次のように改める。

第５条の２ 令和１０年３月３１日までの間、第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定の適用については、第２９条第２項第３号、第３１条第２項第３号、第４４条第２項第３号及び第４７条第２項第３号中「１５人」とあるのは、「２０人」とする。

附則第５条の２の次に次の１条を加える。

第５条の３ 当分の間、第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定の適用については、第２９条第２項第４号、第３１条第２項第４号、第４４条第２項第４号及び第４７条第２項第４号中「２５人」とあるのは、「３０人」とする。

附則第６条中「家庭的保育事業等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加え、「前条」を「前２条」に改める。

附則第９条中「第２９条第３項」及び「第４４条第３項」の次に「若しくは第４項」を加える。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第１３条の改正規定は令和８年１２月２５日から

施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 3 条第 4 項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 3 条第 4 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第 18 号

山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年山口市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項ただし書中「第 5 項」を「次項及び第 6 項」に改め、同条第 5 項ただし書中「放課後児童健全育成事業所」の次に「（第 3 項の規定の適用を受ける事業所を除く。）」を加え、「補助者」を「補助員」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域に設置する放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員の確保が困難であるものについて、利用児童の安全確保のために必要な体制が講じられ、かつ、児童の支援に支障がないと市長が認めるときは、支援の単位ごとに配置する職員を補助員 2 人以上

とすることができる。

附則第3条第1項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改め、同条第2項中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年山口市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認を

いう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第 20 号

山口市地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正
する条例

山口市地域交流センター設置及び管理条例（平成 20 年山口市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 山口市平川地域交流センターの項中「山口市平井 1407 番地 1」を「山口市平井 1665 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

山口市大歳地域交流ステーション設置及び管理条例を廃止する条例
を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市大歳地域交流ステーション設置及び管理条例を廃
止する条例

山口市大歳地域交流ステーション設置及び管理条例（平成 23 年山
口市条例第 34 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

山口勤労者総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口勤労者総合福祉センター設置及び管理条例の一部を 改正する条例

山口勤労者総合福祉センター設置及び管理条例（平成 17 年山口市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「690 円」を「830 円」に、「1,300 円」を「1,560 円」に、「860 円」を「1,030 円」に、「1,620 円」を「1,940 円」に、「200 円」を「240 円」に、「1,330 円」を「1,600 円」に、「150 円」を「180 円」に、「990 円」を「1,190 円」に、「47 円」を「60 円」に、「503 円」を「600 円」に、「157 円」を「190 円」に、「943 円」を「600 円」に、「165 円」を「200 円」に、「220 円」を「260 円」に、「440 円」を「530 円」に改め、同表備考中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 7 項を削る。

別表第 2 中「440 円」を「530 円」に、「990 円」を「1,190 円」に、「165 円」を「200 円」に改め、同表照明

機器（多目的ホール内）の項及び備考を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山口勤労者総合福祉センター設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 8 年 1 0 月 3 1 日までに、施行日以後の利用に係る許可を受けた場合の利用料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 新条例の規定による利用料金の徴収を行うために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 23 号

山口ふるさと伝承総合センター設置及び管理条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口ふるさと伝承総合センター設置及び管理条例の一部 を改正する条例

山口ふるさと伝承総合センター設置及び管理条例（平成 17 年山口
市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号
として次の 1 号を加える。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178
号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、
その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）

第 8 条中「午後 10 時」を「午後 9 時」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 12 条関係）

種別		午前 9 時から午 後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
たくみ館	大内塗研修	（310 円）	（310 円）	（310 円）

	室	1, 320円	1, 320円	1, 320円
	共同作業室	(760円) 2, 640円	(760円) 2, 640円	(760円) 2, 640円
	研修室	(830円) 2, 640円	(830円) 2, 640円	(830円) 2, 640円
	創作室(1)	(700円) 2, 640円	(700円) 2, 640円	(700円) 2, 640円
	創作室(2)	(260円) 1, 320円	(260円) 1, 320円	(260円) 1, 320円
	和室	(190円) 1, 320円	(190円) 1, 320円	(190円) 1, 320円
	食品加工室	(610円) 2, 640円	(610円) 2, 640円	(610円) 2, 640円
	談話室	(410円) 1, 320円	(410円) 1, 320円	(410円) 1, 320円
まなび館	和室(1室 につき)	(260円) 530円	(260円) 530円	(260円) 530円
	茶室	790円	790円	790円
みやび館	北側和室	(220円) 910円	(220円) 910円	(220円) 910円
	西側和室	(280円) 1, 320円	(280円) 1, 320円	(280円) 1, 320円
	中央和室	(260円)	(260円)	(260円)

		1, 180円	1, 180円	1, 180円
	和室（小）	(100円) 380円	(100円) 380円	(100円) 380円
	茶室	(240円) 1, 060円	(240円) 1, 060円	(240円) 1, 060円

別表備考に次のように加える。

- 4 利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するとき又は営利、営業若しくは宣伝等の目的で利用するときは、規定の利用料金に次の表の区分に従い、それぞれの定める率を乗じて得た額を加算する。この場合において、2の区分に該当するときは、当該区分のうち、高い方の率を乗じて得た額を加算する。

区分	率
入場料等が1, 000円未満の場合	50パーセント
入場料等が1, 000円以上の場合	100パーセント
営利、営業又は宣伝等を目的として利用するとき	150パーセント

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山口ふるさと伝承総合センター設置及び

管理条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、令和８年１０月３１日までに、施行日以後の利用に係る許可を受けた場合の利用料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 新条例の規定による利用料金の徴収を行うために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 24 号

大原湖キャンプ場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

大原湖キャンプ場設置及び管理条例の一部を改正する条例

大原湖キャンプ場設置及び管理条例（令和元年山口市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「1 月 3 日」を「2 月末日」に、「必要で」を「必要が」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条及び第 11 条関係）

利用料金基準額

区分	単位	金額
ケビン	1 か所 1 泊（午後 3 時から翌日の午前 11 時まで）	16,330 円
	1 か所一時利用（午前 9 時から午後 4 時まで）	6,280 円
	延長料金 1 時間につき	1,000 円

オートキャンプサイト	1 か所 1 泊（午後 1 時から翌日の午前 11 時まで）	6,910 円
	1 か所一時利用（午前 9 時から午後 4 時まで）	1,880 円
	延長料金 1 時間につき	370 円
一般キャンプサイト	1 か所 1 泊（午後 1 時から翌日の午前 11 時まで）	2,510 円
	1 か所一時利用（午前 9 時から午後 4 時まで）	620 円
	延長料金 1 時間につき	250 円
備品	別に定める。	実費を基準として市長が定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大原湖キャンプ場設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 8 年 10 月 31 日までに、施行日以後の利用に係る許可を受けた場合の利用料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 新条例の規定による利用料金の徴収を行うために必要な行為は、
施行日前においても行うことができる。

議案第 25 号

湯田温泉観光回遊拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

湯田温泉観光回遊拠点施設設置及び管理条例の一部を改
正する条例

湯田温泉観光回遊拠点施設設置及び管理条例（平成 26 年山口市条
例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（休館日）

第 7 条 拠点施設の休館日は、毎月第 1 水曜日及び第 3 水曜日とする。

ただし、第 1 水曜日又は第 3 水曜日が国民の祝日に関する法律（昭
和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）
に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休
日でない日を休館日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めたと
きは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に
休館することができる。

第 8 条中「午前 8 時」を「午前 9 時」に、「午後 10 時」を「午後
9 時 30 分」に改める。

別表中「２００円」を「２４０円」に、「１００円」を「１２０円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の湯田温泉観光回遊拠点施設設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、令和８年１０月３１日までに、施行日以後の利用に係る許可を受けた場合の利用料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 新条例の規定による利用料金の徴収を行うために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 26 号

道の駅あいお設置及び管理条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

山口市長 伊 藤 和 貴

道の駅あいお設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 特産品である海産物を始め、地域の農林水産物の加工及び販売や、これらを使用した「食」の提供等により、地域における産業の振興を図るとともに、都市と農山漁村の交流を促進し、活力ある地域社会の形成に資するため、道の駅あいお（以下「道の駅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
道の駅あいお	山口市秋穂東 1 2 2 5 番地

(事業)

第 3 条 道の駅は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地域の農林水産物及びこれらの加工品並びに特産物の販売に関すること。
- (2) 各種イベントのほか、交流事業に関すること。
- (3) 観光等の情報の提供に関すること。

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、道の駅の目的を達成するために必要なこと。

(管理)

第 4 条 道の駅の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 第 9 条に規定する利用の許可、第 10 条に規定する利用の制限、第 11 条に規定する利用許可の取消し等、第 16 条に規定する特別の行為の許可等及び第 17 条に規定する原状回復の義務に関すること。
- (3) 第 13 条に規定する利用料金の徴収、第 14 条に規定する利用料金の減免及び第 15 条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関すること。
- (4) 道の駅の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(指定管理者の管理指定期間)

第 6 条 指定管理者が道の駅の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当日）から起算して 5 年以内とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

(休館日)

第7条 道の駅の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に開館若しくは休館することができる。

(1) 毎月第2水曜日及び第4水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合を除く。）

(2) 12月31日から翌年の1月3日まで

(開館時間)

第8条 道の駅の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第9条 別表に掲げる施設等（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、道の駅の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、施設等の利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を許可しないことができる。

(1) 道の駅における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 道の駅の設置目的に反するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上道の駅を利用させることが適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用について、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 施設等の利用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた目的以外の目的で利用したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則、利用の許可に付した条件若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(5) 災害その他不可抗力によって道の駅の利用ができなくなったとき。

(6) 利用者が正規の手続によらないで利用の目的又は内容等を変更したとき。

(7) 公益上必要があると認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理運営上の都合により、指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項（第8号を除く。）の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じて、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。

(利用料金)

第12条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、

指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に定める基準額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（利用料金の徴収）

第13条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、後納させることができる。

（利用料金の減免）

第14条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（特別の行為の許可等）

第16条 道の駅の区域内において、行商、募金、宣伝、興行その他これらに類する行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第9条第2項、第10条、第11条、次条及び第18条の規定は、

前項の許可について準用する。

(原状回復義務)

第 17 条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第 11 条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを行い、その費用を当該利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第 18 条 利用者及び道の駅に入館した者は、故意又は過失により、建物、展示物又は物品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 2 年 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第 4 条の規定による指定管理者の指定の手続、第 9 条の規定による利用の許可、第 11 条の規定による利用許可の取消し、第 12 条の規定による利用料金の承認の申請、第 13 条の規定による利用料金の徴収、第 14 条の規定による利用料金の減免その他の準備行為

は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第 9 条、第 12 条関係）

施設等利用料金基準額

施設等	単位	利用料金基準額
展示販売施設	1 箇月	2 7 0 , 2 0 0 円
レストラン施設 1	1 箇月	5 4 , 3 0 0 円
レストラン施設 2	1 箇月	5 4 , 9 0 0 円
特産物加工施設 1	1 箇月	1 9 , 6 0 0 円
特産物加工施設 2	1 箇月	3 0 , 9 0 0 円
特産物加工施設 3	1 箇月	4 8 , 0 0 0 円
特産物加工施設 4	1 箇月	4 9 , 6 0 0 円
会議室（多目的スペース）	1 箇月	1 6 7 , 0 0 0 円
	1 時間	6 6 0 円
大屋根ひろば	1 箇月	4 1 1 , 6 0 0 円
	1 日	1 区画につき 3 , 8 3 0 円
屋外ひろば	1 日	1 区画につき 3 , 8 3 0 円

議案第 27 号

山口市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山口市水道事業等の設置等に関する条例（平成 17 年山口市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに」を削り、同条第 2 項中「するとともに、11 月 30 日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに」を削り、同項第 3 号中「前 2 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 前事業年度の決算の状況

(4) 前項の規定による提出を行う日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

山口市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市火災予防条例の一部を改正する条例

山口市火災予防条例（平成 17 年山口市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条に次の 1 項を加える。

- 3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第 1 項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第 19 条に次の 1 項を加える。

- 3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、前条第 3 項の規定を準用する。

第 20 条に次の 1 項を加える。

- 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

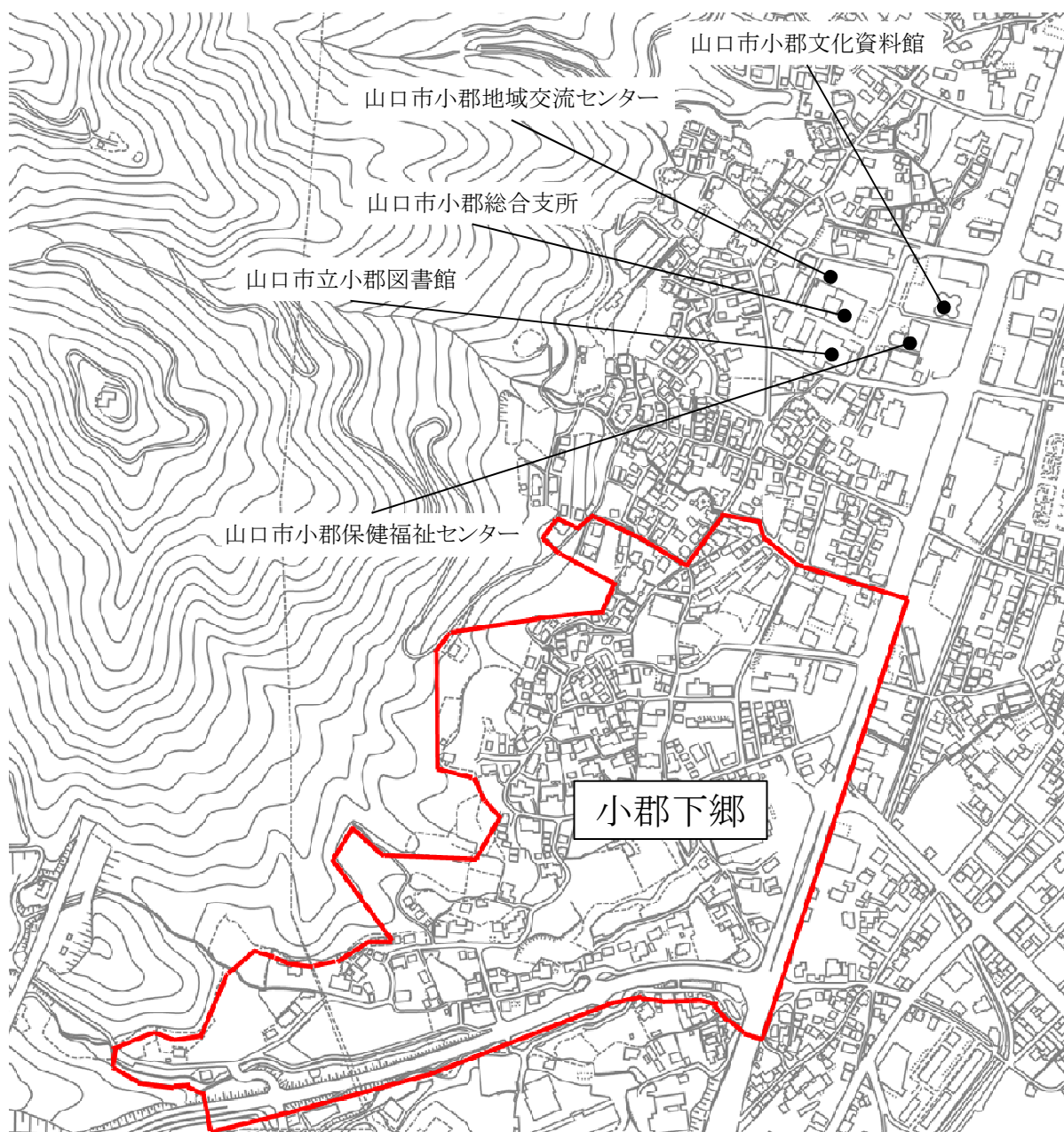
字の区域の変更及び町の区域の新設について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内の別図 1 に示す字の区域を別図 2 に示すとおり変更し、新たに町の区域を画することについて、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

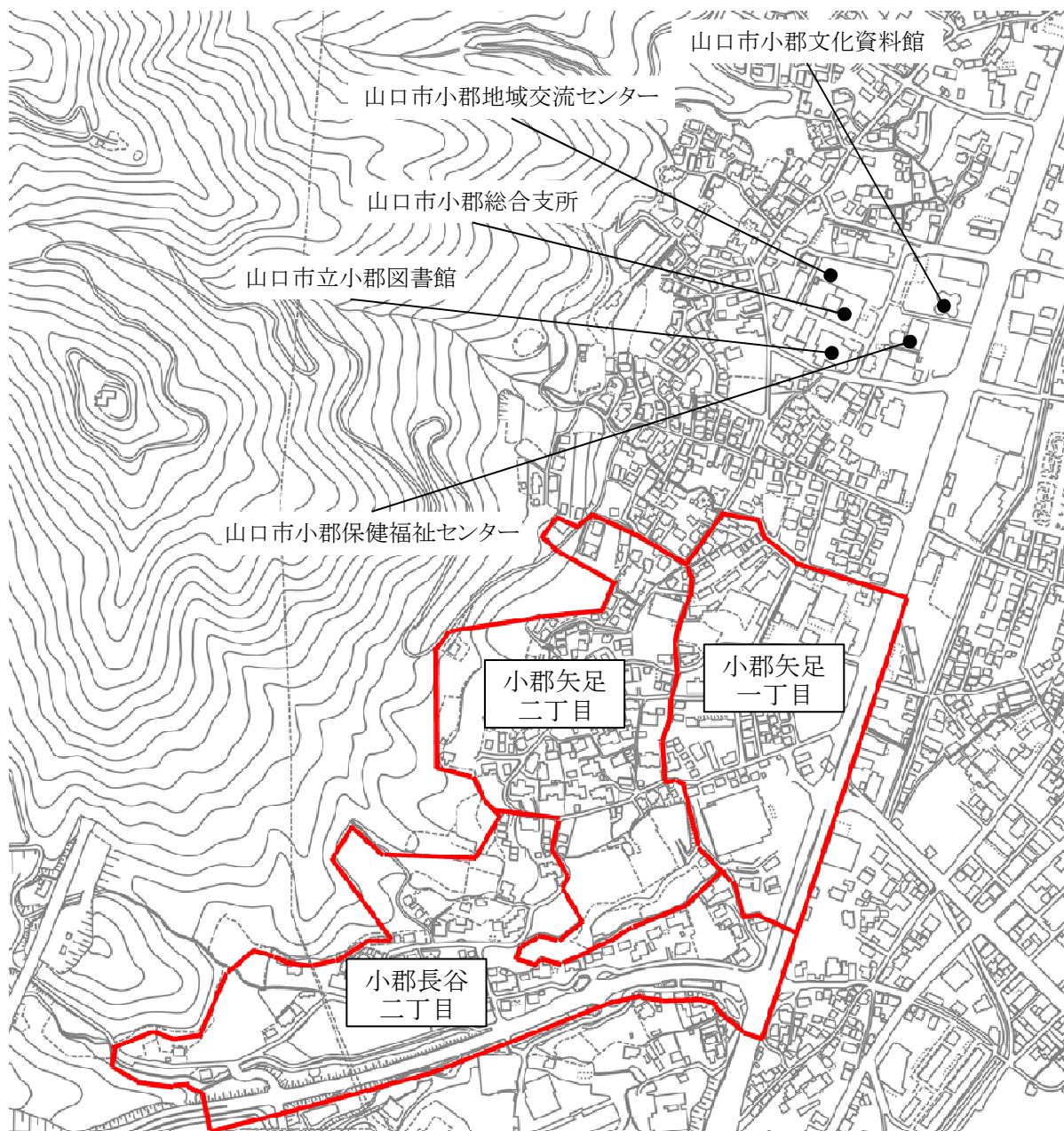
山口市長 伊 藤 和 貴

別図1 変更前の字の区域



凡 例	
	住居表示を実施する 字の区域の境界線

別図2 変更後の町の区域及び名称



凡 例	
	新町界線

議案第 30 号

山口市新本庁舎新立体駐車場新築工事の請負契約の締結
について

下記工事の請負契約の締結について、山口市議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年山口市条例第
48 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 山口市新本庁舎新立体駐車場新築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 山口市亀山町地内 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1, 265, 000, 000 円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 山口市新本庁舎新立体駐車場新築工事技工団・
奥野工務店特定建設工事共同企業体
代表者 山口市緑町 6 番 13 号
株式会社技工団
代表取締役社長 作 間 悦 次 |

議案第 3 1 号

道の駅あいお新築工事の請負契約の締結について

下記工事の請負契約の締結について、山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年山口市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

記

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 道の駅あいお新築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 山口市秋穂東地内 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1 , 0 9 7 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 道の駅あいお新築工事山口建設・縁建設・成匠
特定建設工事共同企業体 |

代表者 山口市大内御堀 3 9 5 4 番地

山口建設株式会社

代表取締役 砂 川 泰 一

議案第 32 号

令和 6 年災 刈間井堰頭首工災害復旧工事の請負契約の
一部を変更することについて

市議会の議決を経て令和 7 年 10 月 6 日に締結した令和 6 年災 刈間井堰頭首工災害復旧工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年山口市条例第 48 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

記

契約金額「238,995,900 円」を
「269,531,900 円」とする。

議案第 33 号

令和 7 年度山口市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 7 年度山口市水道事業会計未処分利益剰余金 354,857,670 円のうち全額を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により市議会の議決を求めるとともに、併せて令和 7 年度山口市水道事業会計決算について、同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

議案第 34 号

令和 7 年度山口市簡易水道事業会計利益の処分及び決算
の認定について

令和 7 年度山口市簡易水道事業会計未処分利益剰余金
79,502,019 円のうち、76,009,660 円を減債積立
金に積み立て、3,492,359 円を資本金に組み入れることにつ
いて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項
の規定により市議会の議決を求めるとともに、併せて令和 7 年度山口
市簡易水道事業会計決算について、同法第 30 条第 4 項の規定により、
監査委員の意見を付けて市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

議案第 35 号

令和 7 年度山口市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 7 年度山口市公共下水道事業会計未処分利益剰余金 203,199,421 円のうち全額を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により市議会の議決を求めるとともに、併せて令和 7 年度山口市公共下水道事業会計決算について、同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

議案第 36 号

令和 7 年度山口市農業集落排水事業会計利益の処分及び
決算の認定について

令和 7 年度山口市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金
79,333,811 円のうち、44,025,439 円を減債積立
金に積み立て、35,308,372 円を資本金に組み入れること
について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2
項の規定により市議会の議決を求めるとともに、併せて令和 7 年度山
口市農業集落排水事業会計決算について、同法第 30 条第 4 項の規定
により、監査委員の意見を付けて市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

議案第 37 号

令和 7 年度山口市漁業集落排水事業会計利益の処分及び
決算の認定について

令和 7 年度山口市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金
4, 107, 965 円のうち全額を減債積立金に積み立てることにつ
いて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項
の規定により市議会の議決を求めるとともに、併せて令和 7 年度山口
市漁業集落排水事業会計決算について、同法第 30 条第 4 項の規定に
より、監査委員の意見を付けて市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

記

現住所 山口市

氏名 はら 原 だ 田 しげ 茂 き 樹

生年月日

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

記

現住所 山口市

氏 名 わ和 にし西 たか孝 え恵

生年月日

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

記

現住所 山口市

氏名 ^{うえ}上 ^の野 ^ち千 ^え恵

生年月日

諮問第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

記

現住所 山口市

氏名 まつ なが なお みち
松 長 直 道

生年月日

諮問第 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

記

現住所 山口市

氏名 ^み三 ^と戸 ^{じゅん}純

生年月日

諮問第 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

記

現住所 山口市

氏名 まつ い とよ ひこ
松 井 豊 彦

生年月日

諮問第 7 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

記

現住所 山口市

氏名 佐々木 愛 美

生年月日

諮問第 8 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

記

現住所 山口市

氏名 はやし 林 まさ のり 正 則

生年月日

報告第 1 号

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

記

（そ の 1）

1 専決処分の内容

（1）損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 7 年 9 月 11 日午後 1 時 50 分頃、山口市鑄銭司 12175 番 1 地先県道山口秋穂線の路上において発生した公務中の送迎バスによる傷害事故

（2）損害賠償の相手方及び損害賠償の額

損害賠償の相手方	損害賠償の額
防府市大字新田 275 番地の 5 有限会社近棟運送 清算人 久 郷 拓 巳	268,254 円
山口市黒川 754 番地 5	39,600 円

株式会社元気ジャパン 代表取締役 木 下 久 雄	
山口県 山口県知事 村 岡 嗣 政	1 3 , 3 1 1 円

2 専決処分年月日 令和 8 年 6 月 2 9 日

(そ の 2)

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 8 年 5 月 1 5 日午前 1 1 時 1 5 分頃、山口市宮野下 8 2 2 番地 2 恋路県営住宅敷地内において発生した公務中のじん芥収集車両による損害事故

(2) 損害賠償の相手方

山口市維新公園四丁目 1 番 1 号
一般財団法人山口県施設管理財団
代表理事 前 田 安 典

(3) 損害賠償の額

4 0 3 , 7 0 0 円

2 専決処分年月日 令和 8 年 7 月 9 日

(そ の 3)

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 8 年 5 月 2 1 日午前 8 時 5 0 分頃、山口市大内矢田北一丁目 9 8 7 番 5 地先において発生した公務中のじん芥収集車両による損害事故

(2) 損害賠償の相手方

山口市

高芝町内会

会長

(3) 損害賠償の額

154,000円

2 専決処分年月日 令和8年7月9日